

第6回検討会における主なご意見

議題2：地域における薬局・薬剤師のあり方について

1. 地域における薬局の機能・役割について

1. 「災害・新興感染症等有事の対応」についても、地域における薬局機能に入れるべき。
2. 個々の薬局の機能について、高機能を求めず最低限必要な機能に絞ったほうがよい。
3. 「薬学的管理・指導」は患者側からみると「服薬支援・指導」の方がよいのではないか。
4. 「夜間・休日対応（外来）」における「輪番制または拠点となる薬局による対応」については薬局の都合ではなく、地域の休日・夜間の診療や医療提供体制に応じた体制が必要であることから、医療機関との連携について記載が必要。
5. 在宅対応について、患者は自分がいつも利用している薬局で全て対応してもらえとの期待が大きいため、そうではない場合に、連携している他の薬局で対応できるということを丁寧に伝えることが重要。
6. 在宅対応について、医療機関に加え、訪問看護、介護、老健施設等との連携もある。
7. 「地域・拠点で確保すべき機能」について、介護施設等での薬剤師のサポートも重要な要素であると考えます。
8. 地域によって個々の薬局で大きな役割を果たすことができないこともあるかもしれないが、実態に応じ要求する役割を合理的にする対応をとるべきであり、薬局の機能の全体像としてはまず広く捉えるのが基本ではないか。
9. 個々の薬剤師については医療人として社会的な活動に参加したり、学会、研修に参加したりする努力義務のようなものがあると考えており、それを支援することは薬局側の機能であると思う。薬局及び薬局にいる薬剤師を機能強化するような役割について理念として入っていてもよいと考える。
10. 薬局の「機能」と「役割」は異なるものであり、「役割」については薬剤師の教育や研修支援も含まれている。「機能」と「役割」を整理して考えることが重要。
11. 「無菌製剤処理」について、地域における需要や、現状でその地域の無菌調製の機能を備えている薬局数が足りているのかということについて、国や都道府県など行政が検証してみるのがよいのではないかと考える。特に大都市部での薬局の現状を考えると、薬局の面積が狭い中で無菌調製の設備を設置するのが難しいというケースも多いと考えられる。また、無菌調製ができて、調製した後の輸液を保管する場所がない場合があるということも聞いており、それを補完する薬局と連携すること等も含めて検討してはどうか。

2. 地域連携薬局の役割・機能について

1. 医療用麻薬の調剤について、既に8割程度の薬局は麻薬免許を持っており、薬局間譲渡について、トレーサビリティをしっかりとった上で可能とするなどの対応がなされているため、地域連携薬局の基本的な機能としてよい。一方で、麻薬の種類が増えており、薬局の金庫が大きくなり廃棄となるものも多くあり、廃棄の金額も大変な金額になって

いることから、こうした課題も併せて議論していただきたい。

2. 地域連携薬局は、医療機関との情報連携、入退院時や在宅対応の連携など、住民というよりは患者を中心としたものとした制度であることを理解する必要がある。
3. 「無菌製剤処理」について、「自薬局又は連携先の薬局で実施」ということで、連携先の薬局で実施するのは、緊急時や夜間、日曜・祝日に（無菌製剤処理した）麻薬を迅速に払い出せるのか課題が大きい。もちろん、スペースの問題やいろんな問題で地域連携薬局の基本的な機能にするのは非常に難しいと思うが、今後、在宅が進む中で必ず出てくる課題であり、問題が出る前に地域で体制整備をしておく必要があると考える。
4. 地域連携薬局において、麻薬の備蓄数や時間外対応、在宅対応の患者数からみた勤務薬剤師数が十分でない場合があり、地域の実状に応じた対応ができることについて努力義務のような規定があった方がよいのではないかと考える。
5. 医療機関との情報共有について、調剤とか服薬指導のレベルもあるが、このようなレベルの役割は「個々の薬局に必要な機能」に含まれているのではないかと考える。
6. 地域連携薬局と名乗る以上は、普通の薬局における調剤や服薬指導のレベルを越えてより一歩医療機関に近づき情報連携して患者の薬物治療を見るような高い機能が備わっていてほしいと思うので、図中でもわかるように示していただきたい。
7. 地域ごと（一次医療圏）に、地域連携薬局以外に、特に必須となる機能を補うような薬局の配置といった対応が薬局機能の維持に関して必要。また、要求した機能について、実効性確保や対策強化が必要。
8. 地域における薬局機能を発揮させるに当たり薬局同士の連携が重要であり強調すべき。
9. 個々の患者について、退院時のカンファレンス等への参加、医療機関への情報提供を含めて地域連携薬局で実施するのであれば、地域連携薬局が中心となって薬局間連携、医療機関連携によりポリファーマシー対策を進めていくべき。
10. 地域連携薬局がハブとなって地域の医療機関、薬局と連携するのであれば、その役割を担うために適切な地域連携薬局の数を考える必要がある。

3. 健康サポート薬局の役割・機能について

1. 健康サポート薬局について、全ての薬局がかかりつけ薬局を目指す中で、かかりつけ薬局としては薬の一元管理、24時間対応、在宅対応、他の医療機関との連携ということが位置づけられたことで、地域連携薬局との重なりが相当出てきているのではないかと考える。
2. 健康サポート薬局の特徴は健康サポート機能であるが、健康サポート薬局であることやその役割のアピールをあまりしてこなかったことで、患者や市民に知られず、広がっていない現状があるため、健康サポート機能を見えるようにすることで、健康サポート薬局が本来の役割を果たせるようになるのではないかと考える。そのためにも、健康サポート機能を果たしているのかを確認するようなシステムが必要と考える。
3. 健康サポート薬局については、行政の立ち入り検査等において基準を満たしているかどうか確認がなされており、チェック機能はあると考えている。
4. 行政側からも地域にある健康サポート薬局を有効に活用する取組が必要。

5. 未病や予防という概念から、健康サポート機能の中に検体測定室の設置を要件として入れてもよいのではないか。ただし、こういった機能の評価する場合は、いかに臨床判断して受診勧奨、早期発見・早期治療につなげるかというところで、こういった相談があって、それをどういった医療機関や受診勧奨につなげたかという実績を見るのが重要。
6. 患者視点で見たときに、健康サポート薬局でなくても、健康サポート機能を発揮し、相談対応等ができる薬局があるため、現在の健康サポート機能の項目が非常に分かりづらくなっていることから、分かりやすく整理することが必要ではないか。
7. 健康サポート薬局が、かかりつけ薬局としていろいろなサービスを提供することになるが、健康相談等の実施についてインセンティブがない。何らかのインセンティブを与えて、処方箋を持たない人にもきちんと対応するという機能がある薬局というのをきちんと形として国民に示す必要があるのではないか。薬局は処方箋を持っていないと入りにくいと考えられており、そのハードルを下げないと機能しないのではないか。
8. 健康サポート薬局について、調剤報酬とも連動するような形になると、その報酬を取るために体制を整備することにつながり、健康サポート薬局を目指すことに取り組みやすくなる薬局が増えるのではないか。
9. 以前は薬局において処方箋対応業務はなかったが、今は処方箋の業務が薬局の多くを占め、セルフケア、健康サポートに対する機能というものが十分ではなくなってきてしまった。長い期間かけてこのような状態になったものであり、今すぐ対応するのは難しいが、薬局としてはセルフケアに資するような医薬品供給、相談、応需というのをしっかりやる必要があると認識している。
10. 健康サポート薬局の届出基準において、薬剤師が研修認定を取る必要があるが、（日本薬剤師会の研修により）その認定を取っている薬剤師数は1万5000～6000人おり、健康サポート薬局の目標数と同じだけ存在している。健康サポート薬局の届出基準における認定薬剤師の配置が健康サポート薬局のハードルであるとすれば、単に要件を緩くするのではなく、管理薬剤師等がほかの薬剤師等をしっかり管理する対応なども考えられるのではないか。
11. OTC 医薬品の販売については、相談をして、適切な薬を案内するが、実際販売するときには安く販売しているドラッグストアを勧めることがある。販売をするのも大事であるが、よりよいものが安く手に入るのであれば、そちらを勧めざるを得ない状況があることも理解していただきたい。
12. 薬局も機能分化し、特化したほうがやりやすいのではないか。
13. 国民から見たら、健康サポート薬局というのは何なのかよく分からない。わかりやすい新しい名前に変えたほうがいいのではないか。
14. 地域に健康サポート薬局があれば健康力が上がってくるメリットがあるので、行政側からも、住民に対し健康サポート薬局の存在や機能について働きかけることが必要。行政を主体とした様々な健康イベントが実施されており、時には健康サポート薬局限定のイベントを実施したりすることが認知されるためには必要ではないか。健康サポート薬局側でも行政のイベントを積極的に周知するなど連携ができるとよい。

15. 慢性疾患の患者はかかりつけ薬剤師がいるので、相談すればそれで全て対応してもらえ
るため、それで足りているということになっている。また、その薬局に機能がなければ、
ほかを紹介してくれたりするから、機能は全うしている。一方で、患者は医療機関につ
いてスペック表を見て、専門医などの体制等を確認することから、薬局についても同様
に各薬局の紹介において、その機能を表示していただくことも重要である。
16. 健康サポート薬局について、周知も重要だが、利用する側からしても明確なメリットが
あると、自分から探しに行くと考えられる。健康サポート機能によりできること、それ
によるメリットをより明確にして、健康サポート薬局に行けば何か解決するというこ
とになるのがよいと考える。また、実効性を確保するという意味で、地域連携薬局と健
康サポート薬局のどちらかに注力してもらうことも重要であり、それにより住民からも
違いがわかりにくいということがなくなるのではないか。
17. 健康サポート薬局としての間口の広はあったほうが良いと思うが、相談後も見てもらえ
ないというのでは相談しにくいのではないか。あまり多機能を求めすぎると、どのよう
な機能を持っているか分かりにくくなるということは理解するが、出口側というのも重
要であり、かかりつけ薬剤師、薬局として、ずっと相談できるなどその後も見てもらえ
るという機能がしっかりあったほうがよいと考える。

議題3：国家戦略特区における調剤業務の一部外部委託について（報告事項）

1. 特に意見なし。

議題4：在宅医療における薬剤提供について（これまでの議論の整理）

1. 見直し後の地域連携薬局のようにしっかり機能されている薬局がある地域とない地域を
しっかり分けて考えていただきたい。また、地域連携薬局がすぐに対応できない場合に
は、それまでの間どうすべきかということも考えていただきたい。
2. 訪問看護ステーションは、地域とか僻地、都会にあるとかというのは関係なく、規模が
の影響が大きい。3～4人ぐらいいでも24時間やっている訪問看護ステーションはたくさ
んあり、その訪問看護ステーションのスタッフ、看護師たちは、薬剤を探すことで土曜
とか日曜、夜間に寝ずに対応するということが非常に負担になってくる。夜間・休日・
在宅におけるそれらの薬剤の配置というのは非常に大きくウエートを占めているなと思
っているので、検討いただきたい。
3. 連携体制を全国で万全にという対応ではどうしても時間がかかる部分があると思うので、
本当に困っている方が何らかすぐに対策として救われるようなものも並行して考えてい
ただきたい。
4. 在宅医療で療養されている方に必要な薬が入手できないということがないようにする検
討については、在宅医療というものの特性を踏まえたり、制度上の仕組みをしっかりと
分析し、一番効率的に、安全で有効で、実現可能性とか費用対効果というところも全部
踏まえて検討することが必要。薬剤師と訪問看護ステーションの看護師が連携、協力し

て対応することが重要であり、どうやれば対応できるかをしっかり議論すべき。

5. 地域連携薬局がこれから機能を果たしていく中では、困った事例が減っていくのではないかなと思うが、地域連携薬局がどのように分布していくかということも問題だと考えている。僻地・離島や人口が少ないところと都会と切り分けて考えていかなければいけない。
6. 前回の調査結果を見ると、薬局 262 軒のうち、251 軒では薬剤を提供したいと薬剤師が薬剤が供給できなかった事例が 1 年間に 1 回以下であり、速やかに供給できなかった件数をみても多くの薬局ではその地域の工夫で何とかなってきたという現状があり、残りをどうやって対応していくかということなのだと思う。大概に関しては、これまでの工夫で何とかなっているという前提があると考えている。
7. 前回の調査結果でほとんどの場合はうまくいっている一方で、困っている状況も明らかにされたと思っており、それに対する具体策について検討が必要と考えている。